

暦年贈与を続けている方への 資産承継 準備チェックリスト

毎年110万円の暦年贈与は、親御さんの判断能力があるうちしか継続できません。認知症と診断された翌日から、法的に贈与の継続ができなくなります。このチェックリストで、現状と備えの状況を確認してみてください。

▶ 当てはまる項目に✓を入れてください

① 贈与・資産の現状確認

- 親への暦年贈与（110万円以内）を毎年続けている
- 贈与を始めてから5年以上経過している
- 親名義の不動産や金融資産が相当額ある
- 贈与以外の資産承継対策はまだ検討していない

② 親御さんの状況

- 親御さんが70代以上、または認知症リスクが気になる年齢だ
- 最近、もの忘れや判断力の低下が気になることがある
- 遠方に住んでいるため、親御さんの状況を把握しきれていない
- 親御さんと資産・相続について話し合ったことがない

③ 対策・準備の状況

- 遺言書があるかどうか知らない（または作っていない）
- 任意後見・家族信託という言葉は聞いたことがあるが、何も設定していない
- 贈与が止まった後の財産の引き継ぎ方を考えたことがない
- 生命保険を活用した資産承継について検討したことがない

5つ以上当てはまった方へ

いますぐ手続きが必要ということではありません。ただ、対策を打てるのは親御さんが元気なうちだけです。判断能力が低下してからでは、遺言・家族信託・任意後見のいずれも対応できなくなります。まずは現状を整理するところからご相談いただけます。

対策の選択肢と、組み合わせの考え方

一つの手段だけでは対応できない場面が必ず出てきます。各手段の役割と限界を理解した上で、組み合わせで設計することが重要です。

<p>後見人の指定</p>	<p>任意後見契約</p> <p>将来、判断能力が低下したときに備えて、信頼できる人を後見人として事前に指定する契約です。財産管理だけでなく、医療・介護の意思決定もサポートできます。家族信託と組み合わせることで、認知症後の生活全体を手当てできます。</p>
<p>財産管理の継続</p>	<p>家族信託（民事信託）</p> <p>親御さんが元気なうちに、信頼できる家族に財産管理を委ねる仕組みです。認知症後も不動産の管理・売却・預金の管理を継続できます。ただし家族信託だけでは相続全体をカバーできないため、遺言書とのセットが原則です。</p>
<p>相続の設計</p>	<p>遺言書（公正証書遺言）</p> <p>誰に何を残すかを法的に確定します。家族信託の対象外となる財産の承継先を定めるためにも必要です。公正証書遺言であれば家庭裁判所の検認が不要で、確実に執行されます。</p>
<p>資産承継の補完</p>	<p>生命保険の活用</p> <p>贈与した資金を一時払い終身保険などの保険料に充てる設計です。受贈者が契約者となるため、親御さんの認知症後も保険契約は継続します。将来の受け取り方や税務上の取り扱いは税理士と連携して設計します。</p>

状況別の対策の組み合わせ例

ご状況	おすすめの組み合わせ
親御さんがまだ元気。認知症に備えたい	任意後見 + 家族信託 + 遺言書
贈与が止まった後の財産の引き継ぎを決めておきたい	遺言書（+家族信託）
生前の財産移転と死後の承継を両方整えたい	任意後見 + 家族信託 + 遺言書 + 生命保険活用
すでに認知症の診断がある	法定後見（成年後見）の申立て

対策を打てるタイミングは限られています

「まだ大丈夫」と思っているうちに、対応できる手段が一つずつ失われていきます。

!

遺言書・任意後見・家族信託は、いずれも親御さんの「判断能力」があることが前提です。認知症の診断後では、これらの手続きを新たに行うことができなくなります。「いつ来るか分からない」からこそ、早めの準備が必要です。

判断能力の低下と、できなくなること

状況	できること	できなくなること
元気なうち (今)	全ての対策が可能 遺言・任意後見・家族信託・生命保険設計	—
軽度の認知症 (初期症状)	状況によっては一部対応可能 (専門家の判断が必要)	複雑な契約・遺言の作成が 困難になる場合あり
中度以降 または診断後	法定後見(成年後見)の申立て	遺言・任意後見・家族信託 生前贈与 すべて不可

5つ以上当てはまった方へ(まとめ)

いますぐ手続きをしなければならない、ということではありません。ただ、将来のトラブルを防ぐには、一度ご家族の状況を整理しておくことが大切です。資産の内容・ご家族の状況・親御さんの健康状態によって、適切な対策の組み合わせは異なります。「何から始めればよいか分からない」という場合も、現状の整理からご相談いただけます。

オンライン相談のご案内

暦年贈与の継続リスクへの備え・財産承継の全体設計は、ご家族の状況によって異なります。オンライン相談では、現在の状況をお聞きしながら、何が必要かを一緒に整理することができます。ご相談のみでも構いません。

司法書士法人GK オンライン相談予約

<https://fukuigk.com/online/>